

令和5年度 社会福祉法人八葉会「本部事務局」事業計画

『人間に生まれるは大いなる歓喜なり』の教えを継承し、すべての児童とすべての家庭の最善の利益の実現を目指します。

1 事業方針

すべての児童やその家族が個人として尊重され、最善の利益を実現できる未来社会の構築に資することを目的とします。

法人内各事業が互いに連携し、相乗的に機能を高めることで、地域福祉においてその社会的使命を果たし、地域の児童福祉の中核となる法人を目指します。

2 事業内容

(1) 児童の権利擁護のための取り組み

○法人職員を対象にした児童の権利擁護のための研修の実施

(2) ガバナンスの強化

○法人経営にかかる役員会等の開催

○法人役員を対象にした実務研修会等の実施

○諸規定整備

(3) 法人運営の透明性の確保、財務規律の保持

○ホームページ、けいあい新聞等を活用し、児童福祉の啓蒙を進めると共に、「事業活動」「財務諸表」等の情報を積極的に開示することで、法人運営の透明性を保つ

○財務規律の保持（予算管理、措置費・補助金の効果的な取得と運用、目的を持った資金投入、財務諸表の理解とその活用）

(4) 計画的な再投資

○「社会福祉充実計画」に基づいた地域課題等を踏まえた計画の推進及び法人独自の事業の検討

○行政、関係機関との情報交換を密にする中で、行政の福祉計画等を注視し、地域の福祉ニーズを優先とした再投資について検討（例えば「重症心身障がい児等支援」等）

(5) 地域における公益的な取り組み

○防災拠点（福祉避難所）としての機能強化

○交流ホール等の貸出による物的資源の提供および公共活動の支援

○専門性を有する職員等人的資源の地域還元

○困窮者支援（関係機関との協働によるフードパントリー整備とその物品の提供等）

○公益法人として多くの人を迎え入れるための駐車場等の確保

○地域の伝承文化への参加と協力

(6) 事業間連携

○各事業間の相互連携によるスムーズな運営を推進

○各事業の強みを出し合うことで相乗的に効果を生み出す、連携と機能の充実強化

(7) 支援者及び支援団体とのつながりの強化

- 地域住民等とのつながり（行事への参画、交流機会の確保）の強化
- 八葉会賛助会員の加入の促進と会員への情報発信・会員のつどい等の促進
- 法人協賛寺院（松代町仏教会、更埴仏教会）との繋がり強化

(8) 人材の確保・育成、職場環境整備

- 人材の確保（養成校への講師派遣、養成校との情報交換、実習生の積極的受け入れ等）
- 人材育成および資格取得の推進
- 働き方改革関連法に基づいた労務管理
- 職場環境の整備、各種ハラスメント防止の取り組み
- 職員及び児童の呼称についての配慮

(9) 法改正への対応

- 「こども基本法の施行」「こども庁の設置」等、新たな福祉施策を注視
- 法制度の調査研究を行ったうえで法人独自の検討を加え事業内容に反映

(10) 新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のための取り組み

- 基本的な感染予防対策の徹底（消毒、換気、健康観察など）

令和5年度 児童養護施設「恵愛」 事業計画

1 事業方針

- (1) 児童の権利擁護に努めます
- (2) 児童の声（意見表明）を大切にします
- (3) 専門性を活かしたチーム養育に努めます

2 事業内容

- (1) 入所児童の回復支援
 - 専門的ケアや心理的ケア等の治療的支援の実施
 - 児童の心身の安全性の確保
 - 信頼関係の構築や自尊心を取り戻すための日常の継続支援の実施
- (2) 入所児童の家族再統合
 - 家族関係支援プログラムに基づく支援の実施
- (3) 入・退所児童等の自立支援
 - 年齢や発達段階に応じた自立訓練の実施
 - 自立支援計画票に基づく支援の実施
- (4) 里親支援
 - レスパイトケア及び訪問等支援の実施
- (5) 地域の子ども・家庭への支援
 - 子育て短期支援に係る事業
 - 地域住民等からの相談に係る対応
- (6) 福祉人材の育成および確保・定着
 - 社会福祉士・保育士等を目指す人材の実習受入れ
 - 各種養成校や地域への講師派遣
- (7) 関係機関等との連携
 - 長野県児童福祉施設連盟・児童相談所・里親・法人内他事業 等
- (8) 専門性の強化
 - 各種研修への参画および企画

令和5年度 児童発達支援事業、放課後等デイサービス 「けいあいフレンズ」事業計画

1 事業方針

[児童発達支援]

児童福祉法に基づき、心身に障害のある未就学児の日常生活における基本的な生活習慣の習得と集団生活への適応ができるよう支援を行います。

[放課後等デイサービス]

児童福祉法に基づき、心身に障害のある就学児童の生活能力の向上のために必要な支援を行います。

2 事業内容

(1) 個別支援計画に基づいた支援

○利用児童の年齢、特性、家庭環境等を考慮

(2) 医療的ケア等が必要な児童や重度の障害がある児童等へのきめ細やかな支援

○職員体制の整備および専門性の向上

(3) 地域の社会福祉ニーズへの貢献

○地域の障害福祉計画・障害児福祉計画等に挙げられた課題への対応を検討

(4) 保護者および事業所の情報共有・交換の場の確保

○「保護者会」「ふれんずのわ」等の開催および参加

(5) 事業間連携

○相談支援事業所「けいあいエール」等との連携による利用しやすい環境づくりと支援の質の向上

(6) 関係機関連携

○学校、保育所、千曲・坂城自立支援協議会等関係機関との連携

(7) 地域資源を活用した支援

○協賛寺院との繋がり、地域ボランティアによる読み聞かせ等

(8) 新型コロナウイルス感染症の予防および拡大防止のための取り組み

○障害のある児童等を支援するうえでの特別な配慮

○基本的な感染予防対策の徹底（消毒、換気、健康観察 等）

(9) 専門性の強化および人材育成

○各種研修への参画（虐待防止、権利擁護、たん吸引、医療的ケア、緊急時対応 等）

○資格取得の推進（児童発達管理責任者、強度行動障害 等）

令和5年度 児童家庭支援センター
「けいあい地域子育て支援相談室」事業計画

1 事業方針

- (4) 児童の最善の利益の実現を目指し、関係機関との協働により総合的な支援を行います。
- (5) 相談者が相談しやすい環境づくりに努めます。
- (6) 地域から求められる支援・援助・指導等に積極的に応じます。

2 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応じる事業

○地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童に関する家庭、その他からの相談のうち、専門的な知見及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行います。

(2) 市町村の求めに応じる事業

○市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行います。

(3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

○児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性のある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその過程について、指導措置を受託して指導を行います。

(4) 里親関係等の支援への協力

○里親やファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行います。

○本年度より相談室に里親支援専門相談員が設置され、今まで継続して行ってきた里親支援運営協議会の開催、里親の新規開拓、里親制度の普及啓発、里親サロンの開催等各関係機関の事業へ引き続き参加していきます。

(5) 関係機関等との連携・連絡調整

○児童や家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子自立支援施設、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行います。

(6) その他

○子どもの居場所づくりとして相談室独自で実施する「わくわくスペースけいあい」を5ヶ寺で継続し、相談や助言等必要に応じて対応できるよう努めます。

令和5年度一時保護専用施設「けいあい MORE」事業計画

1 事業方針

- (1) 小規模かつ開放的な空間での適切なケア体制を確保し、長期化するケースにも対応します
- (2) 保護委託児童の権利擁護に努めます
- (3) 児童相談所および関係自治体等と連携を図り児童の最善の利益の実現を目指します

2 事業内容

- (4) 児童の緊急保護に係る事業
 - 24時間365日の見守り体制の整備および受入れ

- (5) 児童の短期入所指導に係る事業
 - 専門職等による生活指導
 - 就学の保障等に係る取り組み

- (6) 児童の行動観察に係る事業

- (7) 子育て短期支援事業

- (8) 関係機関等との連携
 - 長野県児童福祉施設連盟・児童相談所・里親・法人内他事業 等